平成２８年（フ）第２２号
名古屋市北区東味鋺２丁目1601番地　三菱第12菱風寮、破産手続申立時の事業所所在地岐阜県下呂市東上田493―２
破産者　オートショップフリーダムこと　吉田　憲司
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９５号
名古屋市西区花原町150　レオパレス花原303、住民票上の住所愛知県岡崎市向山町３番地２
破産者　平成水道設備こと　長坂　崇弘
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８６号
愛知県半田市亀崎高根町５丁目84番地　Ｌａ　Ｖｉｅ38　Ｃ棟101号
破産者　佐藤　　洋
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
広島市東区戸坂千足２丁目５番28号
破産者　中川　　修
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
広島市東区戸坂千足２丁目５番28号
破産者　中川　周子
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８号
広島県東広島市西条昭和町５番18号グルービーマンション605号室、申立時の住所広島県東広島市西条町御薗宇6641番地２
破産者　岩谷　博行
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
高知県安芸郡東洋町大字河内５番地７
破産者　松島　三恵
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
佐賀県西松浦郡有田町広瀬山甲1899番地４
破産者　大川　伸治
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３２９号
仙台市青葉区春日町３番４―501号
破産者　高橋　　彩
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
長野県大町市平7619番地19
破産者　海川　淳一
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４０号
長野県岡谷市赤羽２丁目５番３―131号（県住学びケ丘3131号）
破産者　永田　千鶴
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２６５号
静岡県浜松市中区和合町205番地の38　第２木下ハイツ101
破産者　三原　賢次
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番24―406号
破産者　黒田　稔広
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８２号
北九州市小倉南区高野３丁目１番９号（105）
破産者　原田美智子（旧姓松原）
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５７号
兵庫県朝来市山東町三保517番地
破産者　坪内　文彦
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
福岡市博多区麦野４丁目40番17―102号、開始決定時の住所福岡市東区多の津５丁目６番22―403号
破産者　小泉　直之
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１０号
福岡市博多区吉塚１丁目19番11―201号
破産者　金井　　檀
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９２８号
福岡県春日市小倉５丁目129番地　春日パラシオⅠ―３号、開始決定時の住所福岡市南区折立町10番35―103号
破産者　西村　知紘
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９３３号
福岡県太宰府市水城１丁目18番19号　マーベラス・ガーデンＡ202号
破産者　坪井　　誠
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部